

吹田市道路占用工作物工事執行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市道路占用規則（平成2年吹田市規則第44号。以下「占用規則」という。）に定めるもののほか、道路の占用をする工作物、物件又は施設に係る工事であつて、路面の掘削等を伴うもの（以下「工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路占用手続の特例)

第2条 突発事故に対する応急処置のため工事をしようとする場合において、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）別記様式第5による申請書又は協議書及び占用規則第2条に定める添付書類（以下「道路占用許可申請書類」という。）を提出する時間的余裕がないときは、口頭で市長に申請して、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による許可（以下「占用許可」という。）を受けすることができる。この場合においては、市長の指示を受けて工事を施行するとともに、遅滞なく、理由を付して道路占用許可申請書類を提出しなければならない。

(工事着手届)

第3条 工事に係る占用許可を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、工事着手の3日前までに、工事着手届を提出しなければならない。この場合において、市長が必要があると認めるときは、実施工程表を添付しなければならない。

(工事の実施)

第4条 工事の施行区域、施行時間及び方法並びに工事に伴う措置は、市長が定める基準によらなければならない。

2 工事現場においては、交通の安全及び円滑を確保するため、市長が定めるところにより保安施設等を設置しなければならない。

(復旧工事)

第5条 工事施行者は、埋戻し完了後速やかに、市長が指定する範囲について、その指定する工法により、掘削跡の復旧工事を施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がその必要があると認める復旧工事については、市長が施行する。

(工事終了後の手続)

第6条 工事施行者は、復旧工事終了後7日以内に、市長に工事完了届を提出し、市職員の立会検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の立会検査の結果、その復旧状態が適当でないと認める場合は、工事施行者に対

し、必要な措置を命ずることができる。

(工事終了後の工事現場の保全)

第7条 工事施行者は、当該工事について前条第1項の立会検査が完了するまでの間（第5条第2項の規定により市長が復旧工事を施行する場合にあつては、市長が復旧工事に着手するまでの間）、工事現場の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

^{かし}
(瑕疵補修責任)

第8条 第6条第1項の立会検査終了後、復旧に係る道路に損傷が生じた場合において、その損傷が工事施行者の施行した復旧工事の瑕疵に起因すると認められるときは、工事施行者は、その損傷について、立会検査後2年間補修の責めを負わなければならない。

(工事による道路の損傷)

第9条 工事施行者は、工事により工事の施行区域以外の道路を損傷したときは、直ちに市長に届出の上、その指示に従い復旧しなければならない。

(復旧工事の費用)

第10条 第5条第1項の規定により工事施行者が復旧工事を施行する場合の当該工事の立会検査に要する費用又は同条第2項の規定により市長が復旧工事を施行する場合の当該工事に要する費用は、市長が定めるところにより、工事施行者が負担しなければならない。

2 工事施行者は、工事着手前において市長が指定する期日までに、前項の費用の概算額を予納しなければならない。ただし、緊急を要する工事、概算額の算定が困難な工事その他市長が予納の必要がないと認める工事については、この限りでない。

(随時の検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、工事の施行について随時に検査を行うことができる。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、土木部長が定める。